



発 行 新 潟 県

第 83 号

平成30年10月23日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1112 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1113 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 1114 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1115 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

予算の公表 (財政課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

選挙管理委員会告示

- 67 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告(選挙管理委員会)
- 68 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定取消報告(選挙管理委員会)

告示

◎新潟県告示第1112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、長岡市の関原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年10月23日

新潟県長岡地域振興局長

1 就 任

IJ

IJ

IJ

理事	長岡市	市関原町1丁目773番地	外川	久雄
			(理事	長)
"	"	関原町1丁目2165番地	池津	實
"	"	七日町844番地1	本田	栄一
"	"	五反田町390番地	長谷川	辰男
"	"	上富岡2丁目114番地1	遠藤	康幹
"	"	白鳥町541番地	松本	信夫
"	"	王番田町1469番地	池津	三津男
監事	IJ	五反田町445番地	山田	修一
"	"	石動町251番地	丸山	清水
就任年	F月日	平成30年9月15日		
退信	£			
理事	長岡市	f関原町1丁目773番地	外川	久雄
			(理事長	툰)

" 関原町1丁目2165番地

才津東町2531番地1

七日町844番地1

五反田町390番地

池津

本田

栄一

IJ ッ 白鳥町541番地 松本 信夫 〃 王番田町1469番地 池津 三津男 IJ 監事 ッ 関原町3丁目23番地 笹川 文雄 ッ 石動町251番地 丸山 清水 退任年月日 平成30年9月14日

◎新潟県告示第1113号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿
	江南区二本木一丁目の一部
北蒲原郡聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿
	大字網代浜の一部

2 認証年月日

平成30年10月16日

◎新潟県告示第1114号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。 平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 平成30年9月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社新星通信

竹中 勝昭

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区山二ツ1-8-8

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44199号
- 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社新潟重量

松田 久雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区早通1-6-5

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第22958号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年9月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ホリカワ

堀川 嘉男

3 主たる営業所の所在地

妙高市中町6-2

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-29) 第20140号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

池田興産株式会社

池田 喜一郎

3 主たる営業所の所在地

妙高市朝日町1-7-21

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第27070号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社CCL

小川 恵一

- 3 主たる営業所の所在地
 - 上越市大字横曽根156
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45182号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社霜越建設

霜越 覚

- 3 主たる営業所の所在地
 - 上越市名立区名立小泊165-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第25511号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中仁住建

中山 仁

3 主たる営業所の所在地 新潟市秋葉区山谷町3-5-25

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-28) 第26246号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社越佐ロード

深井 達也

- 3 主たる営業所の所在地 佐渡市栗野江1259-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-30) 第15447号
- 5 処分の内容 建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年8月31日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

ダイヤモンド観光株式会社

菅波 豊

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町田沢1774-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第1651号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐藤建築事務所

佐藤 進

- 3 主たる営業所の所在地
 - 長岡市岩野1850-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42171号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

平山工業

平山 淳

3 主たる営業所の所在地 村上市緑町2-4-7

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45215号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年8月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小角組

小林 寛

- 3 主たる営業所の所在地 新潟市西区笠木48-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28) 第2238号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成30年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。
- 1 処分をした年月日 平成30年8月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社桑原さく泉

行方 成雄

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市今町532

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第8974号
- 5 処分の内容 管工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年8月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社奥村建設

橋本 勲

3 主たる営業所の所在地

新発田市大字横岡1846

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41337号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年8月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 あおやまメディカル株式会社
- 3 主たる営業所の所在地 新潟市中央区湖南27-7

稲毛 秀實

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43568号
- 5 処分の内容 建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成30年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。
- 1 処分をした年月日 平成30年9月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 柳材木店

柳 新一郎

- 3 主たる営業所の所在地 十日町市池尻27
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26) 第9691号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社エコシステム 藤井 政一
- 3 主たる営業所の所在地 上越市大字朝日610-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27) 第20369号
- 5 処分の内容 建築工事業、左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事 業、建具工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成30年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。
- 1 処分をした年月日 平成30年7月31日
- 被処分者の商号、代表者の氏名 小野萬蔵商店
 - 小野 憲一
- 3 主たる営業所の所在地 糸魚川市大字須沢字大坪3460

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-25) 第40436号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年9月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

岩佐内装

岩佐 義文

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区横越上町4-3-23

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-25) 第44355号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年8月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ダイレクトジャパン

岩崎 和仁

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区山二ツ3-13-16

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39836号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成30年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間

小千谷市大字薭生字北上殿乙1383番8から同市大字薭生字赤田乙1248番2まで

3 供用開始の期日 平成30年10月23日

公 告

予算の公表について (公告)

平成30年10月12日新潟県議会において議決された平成30年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

緎 肣 끰 舞 謯 ₩ 殼 1 业 遞 辫 廀 枡 8 松 計

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,007,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,249,090,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 入		1000							, i	<i>t</i> .
蔱			漸				補正前の額	補正額	ihei	
第7款 分担金及び負担金							千円 4,783,035	千円 491,115		手用 5,274;150
	第1項	分		印		俐	1,371,963	202,373	1,574,336	,336
	第2項	剣		扣		俐	3,411,072	288,742	3,699,814	,814
第8款 使用料及び手数料							15,222,472	158	15,222,630	,630
	第1項	●		Щ		菜	11,538,850	158	11,539,008	.00,
第9款国庫支出金							141,756,245	2,755,303	144,511,548	,548
	第1項	Ħ	画	餌	型	俐	. 28,518,925	△ 13,695	28,505,230	,230
	第2項	H	世	権	御	翎	110,976,434	2,799,049	113,775,483	,483
	第3項	愀		淵		邻	2,260,886	△ 30,051	2,230,835	,835
第10款財産収入						-	4,339,448	10,084	4,349,532	,532
	第2項	」財	磨	売払	以	\prec	3,402,113	10,084	3,412,197	,197
第12款 繰 入 金							34,582,875	133,435	34,716,310	,310
	第2項	撰	翎	糳	۲.	翎	32,266,766	133,435	32,400,201	,201
第13款 諸 収 入							148,549,756	562,508	149,112,264	,264
	第4項	į	付	翎	拟	7	115,984,964	8,334	115,993,298	,298

7,092,256 \$\triangle 56,565 7,035,691 3,249,502 431,520 3,681,022		3,417,000 26	160,000 637,793 797,793 160,000 637,793 797,793	83,285 8,007,396 1,249,090,681	
受 託 事 紫 収 入収 益 事 紫 収 入	雑	原 億	頃 繰 越 金	合 計 1,241,083,285	
第5項 第6項	第8項	第14款 県 (第15款 繰 越 金 第1	縣	

	(道) (横) (横) (横) (横) (横) (横) (横) (横) (横) (横	千円 千円 千円 千円 十円 1,453,388 2,445 1,455,833 第1項騰 会 費 1,453,388 2,445 1,455,833	第2項 総 務 管 理 費 14,419,175 A 17,708 29,363,143 第3項 統 計 調 查 費 600,587 1,163 601,750	第1項 県 民 生 活 管 理 費9,261,78239,8739,301,655第2項 防 災 費3,722,40338,4733,760,876第2項 防 災 費3,467,9691,4003,469,369	第1項 福 社 保 健 費23,003,85346,633166,019,506第3項 医 務 葉 事 費6,754,9949,8236,764,817第5項 高 齢 福 社 保 健 費39,913,22945,03639,958,265第6項 健 康 対 策 費5,516,721△ 12,9535,503,768第9項 児 童 家 庭 費2,480,52643,5972,524,123	第,029,775 6,174 3,035,949 第3項職業能力開発費 2,306,729 6,174 2,312,903	
	通	1項 議 会	2項 総 務 管 理 3項 統 計 調 査	1項 県民 生 活 管 理 2項 防 災	1項 福 社 保 健 3項 医 務 葉 事 5項 高 齢 福 社 保 健 6項 健 康 対 策 9項 児 童 家 庭	3項職業能力開発	新成
2 歲 出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第一	第2款 総 務	第3款 県民生活・	第4款福祉保	第5款 労 働	新田の野の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の

102,000 13,992,878	070	36,658 4,128,045	35,247 9,131,784	169,278 1,853,788	850 3,812,588	10,913 960,230	8,515 3,623,983	33,020 14,353,832	57,429 5,611,116	407 43,843,068	67,349 2,196,822	329 146,830,160	784 . 11,832,932	727 62,845,626	916 23,131,104	862 14,843,343	431 6,393,417	95,029 13,511,101	500 10,174,848	416
102	2,687,070	36,	35,	169,		10,	8	△ 33,	△ 57,	2,583,407	△ 67,	2,765,329	-	2,355,727	446,916	325,862	△ 617,431	△ 95,	348,500	317 771
13,890,878	87,249,326	4,091,387	9,096,537	1,684,510	3,811,738	949,317	3,615,468	14,386,852	5,668,545	41,259,661	2,264,171	144,064,831	11,832,148	60,489,899	22,684,188	14,517,481	7,010,848	13,606,130	9,826,348	52 175 619
一		搟	中	搟	實	顜	氰	實	衡	觀	衡		顜	衡	氰	衡	衡	颧	颧	
岩		務	推進	排	攻	継	業		重	整備	圄		畑	t)	亚		圄			
拉		総	農政	壓	丰	壓	廃	翭	緬	基盤	1111111		御	橋り	焿	弦	111111	揪	瓶	
₩		継	掝	璵	河				型	型	剁		₭	盎	Щ		 -			
頁 座		頁標	画	頁農	更終	西海	買水	貢林	運	買職	真		画	真	河	更多	剪) 世	海	
第4項		第1項	第2項	第3項	第4項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項		第1項	、第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第9項	
	業											觏					•			争
	圏											 								額
)	林		,					1												
	瓢											+								徽
ļ												第8款								焼り穀

			第1項	· 🍇	徽	一种	觏	48,074,290	132,933	48,207,223
			第2項	麵	磔	行及	暫	4,101,329	11,483	4,112,812
第10款 教 育	海	歡						182,484,344	186,753	182,671,097
	•		第1項	鰲	乍	総務	無	9,292,563	4,167	9,296,730
			第3項	恒	**	平核	數	50,800,655	27,437	260'838'092
			第5項	生 涯	শ	器 推	進費	827,401	△ 166	827,235
			第6項	¥	75	行 政	御	1,958,492	7,990	1,966,482
			第7項	昳	無	条	======================================	461,376	250	461,626
•	-		第8項	极	学教「	前振	海	10,055,029	147,075	10,202,104
第11款 災 害 《	復 旧	歡						11,974,716	1,158,908	13,133,624
			第1項		水産施	農林水産施設災害復旧費	复旧費	3,356,022	483,604	3,839,626
			第2項		施設	土木施設災害復旧費	田費	8,618,694	675,304	9,293,998
第13款 諸 支	丑	· 例						126,046,865	800,000	126,846,865
			第2項	紫	1. 3	₩	丑	2,187,900	800,000	2,987,900
糙	Ħ		40			盂		1,241,083,285	8,007,396	1,249,090,681
,										
					,				r	
						-				

第2表 紫	# 更 川				f					
新		Ā			舞	범	汇	操	띰	級
7/17		Ķ			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
					田	56	田 0	中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	26	开0
						27	0		22	0
						28	230,906		28	230,906
	· •	第2項 道 橋り	なる。	県 道 佐 渡 一 周 線緊急地方道路整備事業(竹ヶ 鼻トンネル)	3,800,000	29	1,360,000	3,800,000	53	1,360,000
						30	1,440,000		99	1,740,000
						31	569,094		31	369,094
						32	200,000		32	100,000
						13	0		13	0
		-				14	470,000		14	470,000
					-	15.	740,000		15	740,000
第8款 上 木 引	費	第3項 河川海岸	年 選	胎内川総合開発事業費 (奥 胎 内 ダ ム)	23,312,304	16.	000'006	23,312,304	16	000,006

								~					
430,000	360,000	527,000	451,000	700,000	1,796,414	1,935,800	2,197,500	2,183,000	2,183,000	2,278,500	2,228,500	2,190,350	1,650,000
17	18	19	20	21.	22	23	24	25	26	27	28	59	30
						,							
430,000	360,000	527,000	451,000	700,000	1,796,414	1,935,800	2,197,500	2,183,000	2,183,000	2,278,500	2,228,500	2,190,350	1,741,240
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	22	78	53	30
													•

									*				
91,240	0	450,000	425,000	350,000	500,000	430,000	500,000	867,000	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	983,770
31	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
											23,530,000		
	0	450,000	425,000	350,000	500,000	430,000	500,000	867,000	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	983,770
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	22	26	27
											23,530,000		
											鵝川 治水 ダム 事業 費 (鵜 川 ダ・ム)		
						,							
													,

ζ

			,	1			,	
1,071,700	1,459,000	2,560,000	2,667,284	2,791,543	2,655,803	1,270,058	555,742	
78	53	30	31	32	33	34	35	
					,			
1,071,700	1,459,000	2,100,000	2,821,431	2,791,543	2,655,803	1,545,861	585,792	
82	59	30	31	32	33	34	35	
				-				
٠								
								·
								,
		٠						
			-				·	
٠.								

第3表 債務負担行為補正 1 追 加							
断	單		限度	第		誤	
電子申告審査システム更改に係る税総合オンラインシ ステム改修業務委託契約	平成31年	赵		11,414千円	F		
柏崎刈羽原子力防災センター空調設備改修工事請負契 約	平成31年			65,799千円	F		
一般国道403号道路改築工事請負契約	平成31年	赵		60,000千円	F	,	
県道中ノ沢内川線地域づくり基盤道路整備工事請負契 約	平成31年	赵		50,000千円	H H		
県道室谷津川線緊急地方道路整備工事請負契約	平成31年	政		40,000千円	Br I		
. 一般国道352号物件補償契約	平成31年			150,000千円	Ħ,		
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	平成31年	废		140,000千円	B'		
一級河川新通川広域河川改修工事請負契約	平成31年	斑		70,000千円	Er'		
寒川海岸海岸侵食対策工事請負契約	平成31年	废		100,000千円			
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	平成31年	類		90,000千円	H'		
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	平成31年	赵		40,000千円			

荒浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	平成31年度	120,000千円	
竹ヶ花海岸海岸侵食対策工事請負契約	平成31年度	67,000千円	
柴町海岸海岸高潮対策工事請負契約	平成31年度	150,000千円	
新潟商業高校体育館棟外構・グラウンド工事請負契約	平成31年度	298,967千円	

:	F	<u></u>								,	·		
	7-	ja L											٠
	級	度、額	1,084,561千円	516,819千円	28,300千円	51,000千円	. 33,000千円	19,000千円	138,000千円	96,000千円	17,965千円		
	出	巤											
	華	期間	平成31年度から 平成32年度まで	平成31年度から 平成33年度まで	平成30年度から 平成31年度まで	平成31年度	平成31年度	平成31年度	平成26年度から 平成33年度まで	平成27年度から 平成33年度まで	平成31年度		
	[編	度額	1,060,205千円	500,284千円	27,700千円	11,000千円	23,000千円	9,000千円	88,000千円	57,000千円	17,058千円		
	ㅂ	頒									÷		
	華	期間	平成31年度から 平成32年度まで	平成31年度から 平成33年度まで	平成30年度から 平成31年度まで	平成31年度	平成31年度	平成31年度	平成26年度から 平成30年度まで	平成27年度から 平成30年度まで	平成31年度		
2	¥	ِ A	旧新潟地域振興局庁舎他解体撤去工 事請負契約	新潟第一中学高等学校改築事業(校舎,屋内運動場)補助金交付決定	「公的サポート」モデル実証事業補 助金交付決定	県営経営体育成 <u>基盤整備事業女</u> 川地 区工事請負契約	県営経営体育成 <u>基盤整備事業中ノ通</u> 地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業樽田地区工 事請負契約	痰一周線仮設橋賃借契約	渡一周線仮設橋賃借契約	妙高警察署庁舎実施設計業務委託契 約		
		.m.	旧新潟] 事請負	新潟第- 舎・屋	「公的· 助金交1		海区	県営中] 事舗負	県道佐渡	県道佐渡	参高警		

Γ				114	1									-	1
			級	償還の方法						-匠				•	
				利率						ー に に に に に に に に に に に に に に に に に に に					
		,	ㅂ	起債の方法			-			舞					
			4	限度額	千円 11,212,000	8,795,000	593,000	6,393,000	509,000	752,000	252,000	5,366,000	87,000	553,000	587,000
	•		~ ~	償還の方法			借入れの年から据置期間	を含み30年以内に元利均等者しくは元金均等者し	くは元金不均等の方法に より毎年度1期若しくは	2期に償還し、人は一括 払いの方法により満期に _{徴調する} ただり 財政	関係する。 ケルコン が数 の都合により据置期間中 であつても繰上償還し、	償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えること	ができる。		
			刊	利率					1	キーキット・ファンド	<u> </u>				
				起債の方法		普通貸借又 は債券発行	(他の地方 公共団体と	の共同発行 を含む。な	お、発行価格が額面金	鎖を下回る とがは、 かななかり めなり	行価格差減額を埋める	ために必要な金額を限	度額に加算 した金額を	限度額とす る。)	
			棋	限度額	千円 11,686,000	9,128,000	656,000	6,260,000	829,000	762,000	291,000	5,160,000	108,000	506,000	586,000
	補用	III	#	2	板	東 区	歡	颧	颧	歡	無	歡	實	颧	搟
	衞	ler.	п		継	継	継	継	継	継	宅建設事業	揪	継	継	継
	地方	刻	€		 	#	栅	₩	掛	₩	充寒	#	ተ	m .	₩,
	第4表	П	节		盎	≡	业	斑	とと	₩ ₹	常住年	旗	祵	搬	魺
	4年		- 11	¥	押	熐	⊭	令	拖.	巜	ধ	拠	水·	爂	本

3,509,000	9,539,000	4,237,000	2,204,000	405,000	1,346,000	1,581,000	18,367,000	2,094,000	222,000	1,716,000	1,321,000	1,095,000	259,000
					,	,							
			,										
										•			
3,534,000	9,011,000	3,753,000	2,150,000	242,000	1,272,000	1,488,000	16,224,000	2,404,000	317,000	646,000	1,320,000	1,093,000	298,000
治、山事業費	農地事業、費	災害復旧事業費	学校教育施設等整備事業費	生涯学習施設等整備事業費	地域活性化事業費	防災対策事業費	地方道路等整備專業費	合併特例專業費	原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	河川等整備事業費	臨時高等学校改築等事業費	警察施設整備事業費	交通安全施設整備事業費

					•
		0			
151,000	575,000	36,000	9,076,000	269,949,000	
			6	269,	
				J <u></u>	
			.,		
	·			, 	
000	534,000	29,000	000	000	
141,000	534,	29,	8,987,000	266,532,000	
				2	
業費	手業費	地域用水環境整備事業費	進億	抽	
本庁舎改修事業	地域機関改修事業費	境整備	排		
产舍马	&機関	用水環	政		
★	角	地域	介	ĄΠ	

<u></u>				,		
\$ \$ 0. \$ \$ 1. \$ 1. \$ 1. \$ 1. \$ 1. \$ 1. \$	រុ	1	手用 188,877,252 51,518,592	188,877,252		
れ188,877,252千円とする。 表 歳入歳出予算補正」による。		此額	3,580	3,580		·
ケ	4	ש				j
度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算 計の補正予算は、次に定めるところによる。 ぞれ3,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,877,252千円とする。 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に	€ } H	備止削の額	千円 188,873,672 51,515,012	188,873,672		
度新潟県国民健康保険事業特別会計計の補正予算は、次に定めるところによる。 ぞれ3,580千円を追加し、歳入歳出予算の総該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予		-	式 出 44	ήια		
平 成 30 年 度 新 潟 県 国 食事業特別会計の補正予算 銭入歳出それぞれ3,580千円 9区分及び当該区分ごとの	r.	Ħ I	第2項 国 庫	₫u	·	
民健康保予の総額に対応の表項で	۲		国民健康保険事業収入	۲		
平成30年度新潟県国] (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の補 2 歳入歳出予算の補 第1表 歳入歳出予算の補	概 二	談	第1款 国民健康	松		

		,				
	11011	手用 188,877,252	5,181	188,370,102	188,877,252	
	額	3,580	1,188	2,392	3,580	
	補正	· ·				· · ·
	補正前の額	手用 188,873,672	3,993	188,367,710	188,873,672	
,		:	截:	要(: :
	搟		幾	**	1 <u>-</u> 102	
				第2項 事	¢α	
丑		健康保險事業費	•		Ħ	·
2 競	款	第1款 国民健康]	羰	

-2。 E」による。	ilia	千円 1,301,453 473,358	1,301,453	f
れぞれ1,301,453千円とする。 第1表 歳入歳出予算補正」による。	4 通	千円 76,466 76,466	76,466	
平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (1) 歳出予算の補正) 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,301,453千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 表 歳入歳出予算補正	補正前の額	手用 1,224,987 396,892	1,224,987	
平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正) 1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 1表 歳入歳出予算補正	通	坂入	iluz.	
成30年度新潟県中小 貧金貸付事業特別会計 入歳出それぞれ76,466 区分及び当該区分ごと	· :	第2項 諧	√ □	
年度新潟県中小企業支援) (出予算の補正) 歳入歳出予算の補正の款項の施 歳入歳出予算の補正の款項の[歳 入	款	中小企業支援資金貸付事 業 収 入	×	
平成30年度新潟県中 (歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の補 2 歳入歳出予算の補 1 歳 入		条1款 事小至	巍	

	手用 ,301,453 343,811	,301,453	
<u>1)hiz</u>	1	-	
鍑	手用 76,466 76,466	76,466	
理			
3000	手用 1,224,987 267,345	1,224,987	
舞	歡		
通		ilaz.	
	、 第2項 県	¢п	
	爰資金貸付 費	丑	
崧		햟	
	項 補正前の額 補 正 額 言	支援資金貸付業 本工作の額 補工前の額 補工前の額 補工前の額 計 計 支援資金貸付業 11,224,987 76,466 1 第2項県債費 費 267,345 76,466	款 項 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 有正有 手 中小企業支援資金貸付 大型 大型 76,466 事業業業 第2項 県 債 費 267,345 76,466 成 出,224,987 76,466 成 出,224,987 76,466

本	平成 30 年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算		蔵人予算の補止の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。		雑正前の額 補 正 額 計	年月 年月 122,461 122,461	第1項 繰 入 金 635 △ 386 249	第3項 繰 越 金 121,756 386 122,142	合 計 251,557	
	平成30年度新潟県林業振興	林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は	補止の款項の区分及び当該区分ごとの金額並	歲入予算補正 法 人	一	資収	1項 繰	3項 繰	∜ □	

				,				,		
			1	千円 81,226	317	80,848	81,226			
	:歳入予算補正」による。		補正額	田山	△ 73	73			1	
g業特別会計補正予算 めるところによる。	算の補正) 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表		補正前の額	千円 81,226	330	80,775	81,226			
平成 30 年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算 平成30年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。	、との金額並びに補正後の		通		人	機	抽			
平成 30 年度新潟県警資金貸付事業特別会	、区分及び当該区分ご				第1項 繰	第3項 繰	Ф	,		
:度新潟県沿岸漁業改善	[の補正) [入予算の補正の款項の	歲入予算補正 歲 入	紫	岸漁業改善資金付事業収入		;	٧			
平成30年	(歳入予算の補正) 第1条 歳入予算(第1表 歲 1 2 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	, :	第1款 沿			뺞			

		ن بو ن	-	·	- 1	千円 155,548	7,731	3,785	155, 548	
		ぞれ155,548千円とする。 第1表 歳入歳出予算補正」による。			補正額	千円 618	△ 1,969	2,587	618	
別会計補正予算	° 64	第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,548千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補 (地方債の補正)			補正前の額	千円 154,930	9,700	1,198	154,930	
林事業特	りるところによ	加し、歳入歳出質並びに補正後		}	•		債	邻		
医新潟県有	・算は、次に定め	?れ618千円を追 な区分ごとの金額	地方債補正」による。		严		当	繰	榅	
平成30年	会計の補正予	入歳出それそ区分及び当誤区分及び当誤		·	_	ژ	第5項	第6項	₫ Π	
	県有林事業特別 補正)	予算の総額に歳 の補正の款項の	地方債の変更は、「第2表	子 等補正 入		事業収入			۲	
	平成30年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)	第1条 歳入歳出子 2 歳入歳出予算の (地)方債の補正)	第2条 地方债の3	第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 入	。	第1款 県有林	,	·	蜂	

		ilic	千円 154,548	64,424	155, 548	
		正 額	千円 618	618	618	
		無				
	-	補正前の額	千円 153,930	63,806	154,930	
	·	項		· · ·	ıkız.	
				第1項 事	ďΠ	
 	7		事業費	-	丑	
	7,	款	第1款 県 有 林		盤	

起 債・の 目 的 補 正 前 補 正 市 本 前 本品(の方法 利 率 (情速の方法 利 率 中 十 十 十 本 5 0 x 1 - x 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	起 債・の 目 的 補 正 前 本 前 市 千円 45.0パーセン 中以内(ただし、借入れの年から) 中間 をおいてした。 中間 をおいてした。 中間 をおいてはい。 中間 をおいてはい。 中間 をおいてはい。 中間 をおいてはい。 中間 をおいてはい。 中間 をおいてはい。 中間 に対しを行った。 1.7731 土油 に前に同います。 有 林 事 楽 費 9,700 普通貨借 ついて、利率の お客壁期間である。 力でも繰上償還 ラ。ただし、 7.731 土油 に前に同います。 利率 1年と行った ついて、利率の お客壁期間中である。 大においては、 し、償還年限を当該を取る。 1年 第 25 。 ただし、 できる。 1年 1 日本 1	1 変 更								
政 度 額 起債の方法 利 率 償還の方法 限 度 額 起債の方法 利 率 中 子田 年5.0パーセン 中 子田 千田 1日	限度額 起債の方法 利 率 (債還の方法 限度額 起債の方法 利 率	垂 日 日	舞		担	滬	4	 14 		級
年円 年日 年5.0パーセン 中内 (ただし、 借入れの年から 和寒児直し方式 報電期間を含み で借り入れる株 50年以内に元 式会社日本政策 和均等年賦償還 立めて、利率の 超置期間中であ 知を設置しを行った つても繰上償還 後においては、 し、償還年限を 出該児直し後の 短縮することが 和率) できる。	年円 年5.0パーセン 中日 中5.0パーセン ト以内(ただし、情入れの年から 利率見直し方式、報酬期間を含みで借り入れる株 50年以内に元式会社日本政策 利均等年賦償還 金融公庫済金に する。ただし、コンマ、利率の 報酬期間中であ 力でも終上償還後においては、し、償還年限を当該見直し後の 短縮することが 利率) 7.731 補 正前に同 利率 前に同 対象 1 元 前に同 元 1 元 前に同 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元	日 6. 萬	度	印		償還の方法	赵	起債の方法		償還の方法
有林事業費 9,700 普通貸借 10本見直し方式 報電期間を含み 7,731 補正前に同りた同 有林事業費 9,700 普通貸借 2いて、利率の 報電期間中である 7,731 補正前に同りた同 10直しを行った ついて、利率の 知電期間中である 2いても繰上償還 後においては、 し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率) できる。	有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 ト以内(ただし、 借入れの年から 有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 全融公庫資金に する。ただし、 7,731 補正 前 に 同 のいて、利率の 据置期間中であ 別直しを行った つても繰上償還 後においては、 し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率) できる。		十一		年5.0パーセン		中	E	İ	
有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 金融公庫(後元) お電期間を含み 7.731 補正前に同意 有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 金融公庫(金融) お電期間中である 7,731 補正前に同意 同直しを行った つても繰上債 受験上債 機正前に同 利率 利率 1 できる。 1 日本 日本 <td>有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 20いて、利率の 出産期間やであ おできる。 有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 20いて、利率の 出産期間中であ カマンや総決上償還 規定しを行った コマも繰上償還 後においては、し、償還年限を当該項目し後の 短縮することが 利率) できる。</td> <td></td> <td></td> <td>•</td> <td>ト以内(ただし、</td> <td>借入れの年から</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 20いて、利率の 出産期間やであ おできる。 有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 20いて、利率の 出産期間中であ カマンや総決上償還 規定しを行った コマも繰上償還 後においては、し、償還年限を当該項目し後の 短縮することが 利率) できる。			•	ト以内(ただし、	借入れの年から				
有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 会融公庫資金に する。ただし、 7,731 有 本 重 前 に 同 上 章 に で に できる。 有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 会融公庫資金に する。ただし、 7,731 補正 前 に 同 相正 前 に 同 と 前 に 同 を に おいては、 1、 債 選年限を 当 を に おいては、 1、 債 選年限を 当 を に また は 別率)	有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 金融公庫資金に する。ただし、 7.731 補正前に同 20vで、利率の 据置期間中であ 20vで、利率の 20vを繰上償還 後においては、 し、償還年限を 20xのでは、 と、償還年限を 32xのでは、 と、償還年限を 3xxのでは、 と、償還年限を 3xxのでは、 1xxのできる。				利率見直し方式	据置期間を含み				
有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 金融公庫資金に する。ただし、 ついて、利率の 据置期間中であ 見直しを行った つても繰上償還 後においては、し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率) 7,731 補正 前 に 同 機においては、し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率)	有 林 事 業 費 9,700 普通貨借 全融公庫金に する。ただし、 7,731 補 正 前 に 同 相正 前 に 同 見直しを行った つても繰上償還 後においては、し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率) できる。				で借り入れる株	50年以内に元				
本事業費 9,700 普通貸借 全融公庫資金に する。ただし、 7,731 補正前に同 20いて、利率の 据置期間中であ 月直 10を行った つても繰上償還 後においては、 し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率)	有 林 事 業 費 9,700 普通貸借 金融公庫資金に する。ただし、 7,731 補正前に同 20いて、利率の 据置期間中であ 20いて、利率の 20でも繰上償還 後においては、 1、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 7できる。				式会社日本政策	利均等年賦償還				
4 作 事 条 資 3,700	4 作 事 来 資 3,700 首進貨間 ついて、利率の 据置期間中であ 7,731 補 止 前 に 同 見直しを行った つても繰上償還 後においては、 し、償還年限を 当該見直し後の 短縮することが 利率) できる。	# # #	C	# # #	金融公庫資金に	する。ただし、	ţ		:	
ごを行った おいては、 記直し後の	ごを行った おいては、 記直し後の	子 中 子	3,700	自遇見信	ついた、 利率の	据置期間中であ	7,731	全	記	
おいては、 記直し後の	おいては、記直し後の				見直しを行った	つても繰上償還				
記直し後の	3直し後の				後においては、	し、償還年限を				
					当該見直し後の	短縮することが				
					利率)	できる。				

						T			1	1
	ν.	~. E {{_}} &			office:	3,756,563	417,064	28,496	3,756,563	-
	年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 出予算の補正 誰予第の発殖に歯ス歯Hダカぞわ2991 年田を追加 - 歯ス歯H、発の必循を離1 歯H みわ ぶn 9 ncc ccoエロレナ 2	、1.1.5、1.2.1.1.2.1.2.5.3.5.1.1.2.5.3.5.1.1.1.1.2.3.3.1.1.1.2.2.3.3.1.1.1.2.3.3.1.1.2.3.3.1.1.2.3.3.3.3			補正額	手用 22,911	5,584	28,495	22,911	
事業特別会計補正予算	- たよる。 - 非日本省の必額を詳 1 非日	が、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「 第 1 表			補正前の額	千円 3,733,652	422,648		3,733,652	
度新潟県港湾整備事業	平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正) 1 条・識入齢出予質の終額に誇入辞出そかぞか29 011年四を追加) 誇入辞出る	でとの金額並びに補正後			颅		収入	越	##	
平成30年度新	特別会計の補正予1 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	区分及び当該区分					第5項 諸	第7項 繰	фI	
, M	近の補正) 第の補正) 第111年 (1914年)	を は の 相正の 款項の	- 1	歲入歲出予算補正 歲	款	整備事業収入		A CAS A GARAGINE PROPER AUT.	٧	
	平成30年度新潟県港湾 (歳入歳出予算の補正) 第1条			第1表 競入競 1 競 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		第1款 港湾			槌	

				:		
	諞	子円 3,756,410	1,872,414	1,883,996	3,756,563	T
	4 正 額	千円 22,911	34,736	△ 11,825	22,911	
	補正前の額	千円 3,733,499	1,837,678	1,895,821	3,733,652	
	項	-	業	債	nins.	
			第1項 事	第2項 県	ďΠ	
粗	紫	整備事業費			Ħ	
22	SIM.	第1款 港湾			盤	

58,648,070

ilin

蘌 肣 띰 無 抽 ŲΝ 継 ተ 派 派 괟 遞 搩 函 枡 3 松 計

(総)副)

第1条 平成30年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

팢

 \prec

丰円 72,412,548 千円 16,689 16,689 篽 定 1 띰 舞 千円 72,395,859 58,631,381 補正前の予定額 焇 뵊 Ш 팑 以 継 庣 医 派 第1項 第1款 渎

支

丑

千円 74,006,872 71,891,884 ııının 千円 15,453 15,453 魯 定 ۲þ 띰 零 千円 73,991,419 71,876,431 補正前の予定額 田 田 Ш Ţ 禦 쌞 빠 貅 驱 囷 派 第1項 第1款 李

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

ダストモニタ及びヨウ素モニタ 3式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年8月31日

4 落札者の氏名及び住所

応用光研工業株式会社

東京都福生市熊川1642番地26

5 落札価格

41,526,000円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成30年7月20日

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

サンプルチェンジャ機能付きョウ素サンプラ 2式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所新潟支店

新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地

5 落札価格

30,888,000円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成30年8月10日

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる 施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成30年10月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(m²)	指定年月日
小千谷市総合福祉セ	小千谷市大字桜町	大集会室	245. 00	T +204:100 L
ンターサンラックお ぢや	5140番地	大ホール	388. 30	平成30年10月5日

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる 施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年10月23日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (m²)	指定年月日
佐渡インフォメーシ	佐渡市両津夷384番			平成30年10月12日
ョンセンター(あい	地11	大ホール	300. 43	
ぽーと佐渡)				

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (m²)	指定取消年月日
夷保育園	佐渡市両津夷347番 地	運動場	138. 98	平成30年10月12日
湊保育園	佐渡市両津湊212番 地	運動場	170. 43	
小木体育館	佐渡市小木町1531番 地1	体育館	1, 570. 00	
南佐渡離島開発総合 センター	佐渡市小木町1941番 地1	三階大ホール	304. 94	